証券コード 6402
平成27年６月１日

株 主 各 位

高 知 市 布 師 田 3981 番 地 7
兼松エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 佃 維 男

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月18日（木曜日）午後５時30分までに折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成27年６月19日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　　高知市高須砂地155番地
　　サンピア セリーズ　２階コーラルホール
3. 目的事項
　報告事項　　第44期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　　事業報告及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　〈会社提案（第１号議案及び第２号議案）〉
　　第１号議案　　剰余金処分の件
　　第２号議案　　取締役４名選任の件
　〈株主提案（第３号議案から第５号議案まで）〉
　　第３号議案　　社外取締役１名選任の件
　　第４号議案　　定款一部変更の件（取締役の員数変更）
　　第５号議案　　定款一部変更の件（社外取締役の責任軽減）

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kanematsu-eng.jp/）に掲載させていただきます。
◎当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

添 付 書 類

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、消費税増税の影響や円安による原材料価格の上昇等、景気を下押しする要因もありましたが、企業業績の改善や雇用情勢の好転により、全体として緩やかな景気回復の動きがみられます。

当社では、公共事業やオリンピック関連での設備投資や建設関連の需要に対応するため、お客様のニーズに応じた製品を受注生産する一方で、受注の多い機種を先行製作し、短納期にも対応できる体制を作り、積極的な営業活動を展開してまいりました。また、空冷によるブロワ冷却方式を採用したネオモービルは、当社独自の製品であり、更なる拡販に努めてまいりました。

この他、特殊製品も好調で、官公庁及び高速道路会社向けに「リサイクルコンビ(水循環式排水管清掃車)」「トンネル洗浄水処理車」等の売上も増加しております。海外市場においては、ＯＤＡ以外にも直接取引が増加しており、当期は中国、東南アジア及び中東方面への売上を計上することができました。

この結果、当社は株式上場以来最高の受注高、売上高及び利益を記録した前期を更に上回る業績を上げることができました。

業績につきましては、前期に比べ受注高は2,038百万円増の9,984百万円(前期比25.6%増)、売上高は805百万円増の8,680百万円(前期比10.2%増)となりました。収益面につきましては、営業利益は160百万円増の717百万円(前期比28.8%増)、経常利益は149百万円増の740百万円(前期比25.3%増)、当期純利益は101百万円増の451百万円(前期比29.1%増)を計上することとなりました。

なお、製品別の売上高は次のとおりであります。

（製品別売上高）

分　　類	売　上　高	構成比	前期比増減率
強力吸引作業車	5,366,457千円	61.8%	＋3.4%
汚泥吸引作業車	253,254	2.9	＋45.0
定置型吸引機	103,627	1.2	＋30.1
高圧洗浄車	1,202,251	13.9	＋18.9
移動式汚泥脱水車	34,750	0.4	―
粉粒体吸引・圧送車	43,055	0.5	△70.0
部品売上	756,792	8.7	＋8.9
その他	920,025	10.6	＋68.4
合計	8,680,214	100.0	＋10.2

(ｱ) 強力吸引作業車

前期に引き続き、インフラ整備事業及び工場関係向けの需要、またレンタル向けの需要もあり、受注高・売上高ともに前期より増加しております。

業績は前期に比べ受注高は1,634百万円増の6,727百万円(前期比32.1%増)、売上高は178百万円増の5,366百万円(前期比3.4%増)、受注残高は1,361百万円増の3,214百万円(前期比73.5%増)となりました。

(ｲ) 汚泥吸引作業車

小規模市場ではありますが、強力吸引作業車と同様に、受注高・売上高ともに前期より増加しております。

業績は前期に比べ受注高は98百万円増の317百万円(前期比44.9%増)、売上高は78百万円増の253百万円(前期比45.0%増)、受注残高は63百万円増の161百万円(前期比65.5%増)となりました。

(ｳ) 定置型吸引機

当期は電力・造船関係で売上高が前期より増加しております。

業績は前期に比べ受注高は29百万円減の68百万円(前期比29.9%減)、売上高は23百万円増の103百万円(前期比30.1%増)、受注残高は34百万円減の28百万円(前期比55.3%減)となりました。

(ｴ) 高圧洗浄車

前期に引き続き、下水道関係のインフラ整備事業の需要があり、売上高は大幅に増加しております。

業績は前期に比べ受注高は17百万円減の1,096百万円(前期比1.6%減)、売上高は191百万円増の1,202百万円(前期比18.9%増)、受注残高は106百万円減の444百万円(前期比19.3%減)となりました。

(ｵ) 脱水関係

移動式汚泥脱水車(トンネル洗浄水処理車)は受注高・売上高ともに34百万円となりました。

(ｶ) 粉粒体吸引・圧送車

前期は４台、当期は１台の売上となりました。

業績は前期に比べ受注高は78百万円減の68百万円(前期比53.2%減)、売上高は100百万円減の43百万円(前期比70.0%減)、受注残高は25百万円増の68百万円(前期比59.6%増)となりました。

(ｷ) 部品売上

部品販売は堅調に販売されており、受注高・売上高ともに前期に比べ62百万円増の756百万円(前期比8.9%増)となりました。

(ｸ) その他

その他は、上記に属さない製品、中古車の販売及び修理改造等であります。当期は、官公庁及び高速道路会社向けの「リサイクルコンビ(水循環式排水管清掃車)」、吸引・洗浄と洗浄水のリサイクル技術を用いて路面を清掃する「ロードリフレッシャー(洗浄吸引型路面清掃車)」、柑橘類果皮から精油を採る等の「マイクロ波抽出装置」、建設汚泥を脱水・浄化する中間処理施設である「有機性廃水処理装置」等の特殊製品の売上が増加しております。

業績は前期に比べ受注高は360百万円増の914百万円(前期比65.0%増)、売上高は373百万円増の920百万円(前期比68.4%増)、受注残高は５百万円減の124百万円(前期比4.1%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は121百万円であり、その主なものは生産設備等の維持更新であります。

(3) 資金調達の状況

当期中、特記すべき資金調達はありません。

(4) 研究開発の状況

当期における研究開発費は、マイクロ波抽出装置の研究開発73百万円及びサイクロン高性能化の研究開発24百万円等を含め、総額101百万円であります。

(5) 対処すべき課題

当期は、前期に続き、受注高、売上高及び利益ともに株式上場以来、最高額を更新いたしました。

翌期では、中期経営計画の最終年度として、更なる顧客満足の向上、技術開発・市場開拓に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

[製品とサービスの進化と技術の深化]

① 顧客ニーズを反映した製品を提供し、更に支持される企業となる。
② 継続的に既存製品の品質・性能向上に努める。
③ 設計から納入までの全過程を見直し、効率性の向上に努める。
④ 製品トラブルの防止に努め、アフターサービスを充実させる。

[新製品開発・新市場開拓]

① マイクロ波抽出装置の高機能化と市場拡販に努める。
② 除染作業向け路面清掃車の用途を広げ、新たな販路を開拓する。
③ 企画・マーケティングを強化する。

[組織の活性化]

① 東日本・西日本にそれぞれ支社長を配置し、支店運営を強化する。
② 社員の専門知識、技能、マネジメント能力を高める。
③ 活発な意見交換により、生産性の向上を目指す。
④ ＢＣＰ(事業継続計画)基本方針に基づいて事業継続計画を策定、実施する。

(6) 財産及び損益の状況

区　　分	第41期 (平成24年３月期)	第42期 (平成25年３月期)	第43期 (平成26年３月期)	第44期(当期) (平成27年３月期)
受　　注　　高(千円)	6,958,100	7,451,426	7,946,602	9,984,636
売　　上　　高(千円)	5,970,497	7,302,455	7,874,221	8,680,214
経　常　利　益(千円)	459,685	488,550	590,671	740,288
当　期　純　利　益(千円)	258,116	294,364	349,447	451,310
１株当たり当期純利益金額(円)	46.43	52.95	62.86	81.19
総　　資　　産(千円)	6,099,263	5,813,303	6,780,540	7,363,066
純　　資　　産(千円)	2,828,579	3,027,197	3,287,979	3,643,221
１株当たり純資産額(円)	508.84	544.57	591.49	655.39

(注)　平成25年４月１日付で普通株式１株につき普通株式1.3株の割合で株式分割を行っております。第41期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額及び１株当たり純資産額を算定しております。

(7) 主要な事業内容

当社は、主に強力吸引作業車、高圧洗浄車、汚泥脱水機・減容機等の環境整備機器の製造販売を行っております。強力吸引作業車は、道路での側溝清掃、土木建築現場での汚泥吸引、工場での乾粉等各種産業廃棄物の吸引回収に利用されております。高圧洗浄車は、下水道管、側溝、タンク、熱交換器等の洗浄作業に利用されております。また、汚泥脱水機・減容機は、中間処理場での汚泥の脱水、減容化に利用されております。

① 当社は、環境整備機器の開発、設計、組立、検査、販売を行っております。製品の部品製作は外注先に委託し、その委託管理は当社の調達部が担当しております。

② 製品のアフターサービスは、全国に配置した支店・営業所の技術サービス員と当社指定サービス工場が行い、本社技術サービス員がその指導・調整・管理にあたり、統括管理は本社品質保証部が行っております。

③ 国内での輸出向け販売は、ＯＤＡによるものが主であり、特定のメーカー及び専門商社にて行っております。また、当社の行う輸出販売は海外部が担当し、主に現地の商社・架装メーカーを経由しております。

(8) 主要な営業所及び工場

本　　社	高知県高知市布師田3981番地7
本社西工場	高知県高知市布師田3981番地4
（塗装工場）	
明　見　工　場	高知県南国市明見913番地11
技術センター	高知県南国市明見898番地20
東　京　支　店	東京都中央区
東北・北海道支店	仙台市太白区
名古屋支店	名古屋市北区
大　阪　支　店	大阪府摂津市
中四国支店	広島県東広島市
福　岡　支　店	福岡市中央区
札幌営業所	札幌市厚別区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
180名	9名増	40.4歳	13.3年

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 17,576,000株

(2) **発行済株式の総数** 5,558,832株 (自己株式5,168株を除く)

(3) **株主数** 1,543名 (前期末比749名増)

(4) **大株主**

株主名	持株数	持株比率
兼松エンジニアリング従業員持株会	500,300株	9.00%
山本琴一	427,100株	7.68%
三谷浩溢	425,360株	7.65%
株式会社扇港鋼業所	357,900株	6.44%
山口隆士	316,832株	5.70%
山本吾一	262,860株	4.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	246,800株	4.44%
柳川裕司	197,860株	3.56%
株式会社四国銀行	152,100株	2.74%
坂本洋介	133,848株	2.41%

(注) 持株比率は、自己株式(5,168株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山口 隆士	
代表取締役社長	佃 維男	
常務取締役	山本 琴一	
取締役	栁井 仁司	
常勤監査役	中村 修身	
監査役	西岡 啓二郎	公認会計士
監査役	平井 雄一	税理士

(注) 1. 西岡啓二郎及び平井雄一の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役西岡啓二郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役平井雄一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役平井雄一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　４名　　178百万円
監査役　３名　　20百万円（うち社外監査役　２名　６百万円）

(注) 報酬の額には、平成27年６月支給予定の役員賞与71百万円(取締役67百万円、監査役４百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況（取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況）

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
監査役	西岡　啓二郎	当期開催の取締役会19回のうち17回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期開催の監査役会５回のうち５回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	平井　雄一	当期開催の取締役会19回のうち19回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、当期開催の監査役会５回のうち５回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当期に係る会計監査人の報酬等の額　　15百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社では、役員・使用人が社会的良識、規範に基づき行動するよう「兼松エンジニアリング精神」・「基本理念」を定める。

ロ．取締役会は「取締役会規程」・「役員規程」によって定められた基準に従って、経営の基本方針等重要な業務の執行を決定する。

ハ．取締役会は、原則月１回開催され、各取締役は職務の執行状況を報告するとともに、他の取締役の職務執行に対する意見表明を行い、相互に監視・監督する。なお、全監査役も出席し、監視・監督する。

ニ．週１回、各取締役、執行役員、部門責任者から成るマネージャー会を開催し、業務執行上の問題点・重要事項について報告・協議する。このマネージャー会には常勤監査役も出席し意見表明する。

ホ．社長直属の内部監査室を設け、「内部監査規程」・「内部監査実施要領」に基づき監査を実施し、問題点には必要な対策を講じることにより、職務執行の適正化を図る。

ヘ．「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスの統制方針、体制、行動規準を定める。

ト．コンプライアンスの徹底・強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設ける。

チ．「内部通報者保護規程」を定め、役員・使用人等の地位のいかんに関わらず、不正行為等の早期発見と是正を図る。

リ．「反社会的勢力対策規程」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決するものとし、一切の関係を遮断する。

② 取締役及び使用人の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

イ．当社は、法令及び「文書管理規程」に基づき、関連資料を保存・管理する。

ロ．関連資料を保護・管理するため、以下の規程を定める。

・「機密管理規程」　・「コンピュータ情報管理規程」

・「個人情報保護規程」　・「情報セキュリティ規程」

ハ．取締役及び監査役より、これらの関連資料の閲覧要請があった場合は、直ちに提出できる体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．全社的なリスクは、取締役会・マネージャー会・重要会議等で把握・管理する。

ロ．各部門での業務上のリスク管理は、それぞれの管理部署が対応する。

ハ．リスクの防止及び当社損失の最小化を図るため「リスク管理規程」を定める。

ニ．その他に特定のリスクを管理する組織として、「安全衛生委員会」・「品質管理委員会」・「予算委員会」・「情報セキュリティ委員会」・「開発委員会」を設ける。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役は複数代表者制を採用し、相互牽制、意思決定のスピードアップを図る。

ロ．取締役会は原則月１回開催し、必要に応じ随時臨時取締役会を開催する。また、週１回各取締役、執行役員、部門責任者から成るマネージャー会を開催し、経営・業務運営上の問題点の共有化、意思決定の適正化・迅速化を図る。このマネージャー会には常勤監査役も出席し意見表明する。

ハ．取締役及び使用人による、適切かつ迅速な意思決定、執行が行えるよう、「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」・「稟議規程」を定める。

⑤ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会・マネージャー会その他の重要な会議に出席し、取締役・使用人の職務・業務執行に関する報告を受けることができる。

ロ．取締役及び使用人は、経営・業務運営上の問題点または当社の業績に重大な影響を及ぼす事項が発生した場合は、直ちに監査役に報告する。

⑥ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会には、必要に応じ代表取締役社長の出席を求め、経営の基本問題や重要事項について意見交換を行う。

ロ．効率的な監査を実施するため、内部監査室と緊密な連携を保持する。

ハ．監査役は、適宜、当社の会計監査人より監査の結果を聴取するとともに、意見交換を行い、必要に応じ事業所監査に同行し、会計監査人との相互連携を図る。

ニ．監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じた体制を取締役と監査役が協議の上決定する。

ロ．当該使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役及び業務執行の責任者等から指揮命令を受けない。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,206,793**	**流動負債**	**3,467,702**
現金及び預金	1,812,420	支払手形	1,089,033
受取手形	579,092	電子記録債務	764,903
電子記録債権	199,668	買掛金	713,525
売掛金	1,266,257	未払金	115,558
商品及び製品	186,970	未払費用	96,644
仕掛品	756,659	未払法人税等	147,885
原材料及び貯蔵品	274,010	未払消費税等	114,408
前払費用	15,466	預り金	46,463
繰延税金資産	118,691	前受金	47,994
その他	2,046	賞与引当金	220,000
貸倒引当金	△4,490	役員賞与引当金	71,560
固定資産	**2,156,272**	製品保証引当金	33,000
有形固定資産	**1,854,319**	その他	6,724
建物	414,316	**固定負債**	**252,142**
構築物	8,375	長期未払金	102,126
機械及び装置	71,342	退職給付引当金	150,015
車両運搬具	63,031	**負債の部合計**	**3,719,844**
工具、器具及び備品	38,629	**純資産の部**	
土地	1,254,363	**株主資本**	**3,638,243**
建設仮勘定	4,260	**資本金**	**313,700**
無形固定資産	**79,737**	**資本剰余金**	**356,021**
ソフトウェア	76,013	資本準備金	356,021
電話加入権	3,724	**利益剰余金**	**2,970,307**
投資その他の資産	**222,215**	利益準備金	49,625
投資有価証券	25,676	その他利益剰余金	
出資金	76,520	別途積立金	1,400,000
破産更生債権等	16	繰越利益剰余金	1,520,682
長期前払費用	3,207	**自己株式**	**△1,785**
繰延税金資産	104,293	**評価・換算差額等**	**4,978**
その他	18,639	**その他有価証券評価差額金**	**4,978**
貸倒引当金	△6,137	**純資産の部合計**	**3,643,221**
資産の部合計	**7,363,066**	**負債・純資産の部合計**	**7,363,066**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		8,680,214
売上原価		6,495,292
売上総利益		2,184,921
販売費及び一般管理費		1,467,398
営業利益		717,523
営業外収益		22,959
受取利息	223	
補助金収入	113	
受取賃貸料	15,804	
その他	6,817	
営業外費用		194
為替差損	181	
その他	13	
経常利益		740,288
特別利益		521
固定資産売却益	521	
特別損失		129
固定資産売却損	29	
固定資産除却損	100	
税引前当期純利益		740,680
法人税、住民税及び事業税		271,151
法人税等調整額		18,218
当期純利益		451,310

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	313,700	356,021	49,625	1,400,000	1,169,431	2,619,056
当期変動額						
剰余金の配当					△100,058	△100,058
当期純利益					451,310	451,310
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						—
当期変動額合計	—	—	—	—	351,251	351,251
当期末残高	313,700	356,021	49,625	1,400,000	1,520,682	2,970,307

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△1,785	3,286,992	987	3,287,979
当期変動額				
剰余金の配当		△100,058		△100,058
当期純利益		451,310		451,310
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	3,990	3,990
当期変動額合計	—	351,251	3,990	355,242
当期末残高	△1,785	3,638,243	4,978	3,643,221

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 製品・仕掛品……個別法

② 原　　材　　料……総平均法

③ 貯　　蔵　　品……最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　７～38年

機械及び装置　２～17年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される金額を控除した額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

(5) 製品保証引当金

製品の売上に対する保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に、将来の保証見込額を加味してサービス費用を見積り、計上しております。

５．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

有形固定資産の減価償却累計額　1,383,262千円

（株主資本等変動計算書関係）

１．当期末日における発行済株式の数　　普通株式　　5,564,000株

２．当期末日における自己株式の数　　普通株式　　5,168株

３．剰余金の配当に関する事項

当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月20日定時株主総会	普通株式	100,058千円	18円	平成26年３月31日	平成26年６月23日

当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	150,088千円	27円	平成27年３月31日	平成27年６月22日

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

製品保証引当金	10,824千円
賞与引当金	72,160千円
退職給付引当金	48,155千円
長期未払金	32,782千円
貸倒引当金	2,450千円
棚卸資産評価損	12,951千円
減価償却超過額	25,787千円
その他	26,624千円
繰延税金資産小計	231,735千円
評価性引当額	△7,971千円
繰延税金資産合計	223,763千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△779千円
繰延税金負債合計	△779千円
繰延税金資産純額	222,984千円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前期の35.4％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.8％、平成28年４月１日以降のものについては32.1％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が19,790千円減少し、当期に計上された法人税等調整額が19,852千円、その他有価証券評価差額金が61千円、それぞれ増加しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。当社は、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に従い、営業部及び経理部が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が役員に報告されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、経理部が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理し、予算委員会にて報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変更要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,812,420千円	1,812,420千円	―
(2) 受取手形	579,092千円	579,092千円	―
(3) 電子記録債権	199,668千円	199,668千円	―
(4) 売掛金	1,266,257千円	1,266,257千円	―
(5) 投資有価証券	25,676千円	25,676千円	―
資産計	3,883,115千円	3,883,115千円	―
(1) 支払手形	1,089,033千円	1,089,033千円	―
(2) 電子記録債務	764,903千円	764,903千円	―
(3) 買掛金	713,525千円	713,525千円	―
負債計	2,567,462千円	2,567,462千円	―

(注１) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び(4) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、次のとおりであります。

その他有価証券

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	13,573千円	7,424千円	6,149千円
(2) 債券	―	―	―
(3) その他	―	―	―
小計	13,573千円	7,424千円	6,149千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	12,103千円	12,495千円	△392千円
(2) 債券	―	―	―
(3) その他	―	―	―
小計	12,103千円	12,495千円	△392千円
合計	25,676千円	19,919千円	5,757千円

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務及び(3) 買掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内
預金	1,810,146千円
受取手形	579,092千円
電子記録債権	199,668千円
売掛金	1,266,257千円
合計	3,855,165千円

(関連当事者との取引関係)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈲立花溶材商会	なし	当社への部品等の供給	部品の仕入等	75,649千円	支払手形	15,586千円
						買掛金	4,239千円
						未払金	19,103千円

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 部品等の購入については、市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 常務取締役山本琴一の近親者が議決権の72%を保有しております。

(１株当たり情報関係)

１．１株当たり純資産額　　655円39銭

２．１株当たり当期純利益金額　　81円19銭

(備考) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

兼松エンジニアリング株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒井 憲一郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後藤　英之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、兼松エンジニアリング株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその

附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画書等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画書等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全ての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

兼松エンジニアリング株式会社　監査役会

常勤監査役　　中　村　修　身　㊞

社外監査役　　西　岡　啓二郎　㊞

社外監査役　　平　井　雄　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

〈会社提案（第１号議案及び第２号議案）〉

第１号議案　剰余金処分の件

第44期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき27円

（うち、普通配当12円・特別配当15円）

総額150,088,464円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年６月22日

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	山口（やまぐち）　隆士（たかし） （昭和20年10月７日）	昭和52年６月　株式会社ヤマサより出向 昭和53年６月　営業部長 昭和54年８月　当社入社 昭和56年９月　東京営業所長 平成３年11月　取締役東京営業所長 平成８年５月　専務取締役 平成８年７月　専務取締役営業本部長 平成11年６月　代表取締役副社長 平成15年６月　代表取締役社長 平成25年６月　代表取締役会長（現任）	316,832株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	佃（つくだ） 維男（つなお） （昭和24年６月８日）	昭和55年９月　当社入社 平成８年７月　東京支店部長 平成13年３月　東京支店長 平成17年４月　営業第一本部長兼東京支店長 平成17年６月　取締役営業第一本部長兼東京支店長 平成18年４月　取締役営業本部長兼東京支店長 平成19年４月　取締役営業本部長 平成21年６月　執行役員営業本部長 平成22年４月　執行役員営業部門統括 平成22年６月　取締役 平成23年６月　常務取締役 平成24年６月　代表取締役専務 平成25年６月　代表取締役社長（現任）	67,000株
3	山本（やまもと） 琴一（きんいち） （昭和33年７月１日）	平成２年７月　当社入社 平成２年７月　有限会社立花溶材商会出向 平成４年１月　当社製造部主任 平成８年７月　営業管理部係長 平成10年10月　内部監査室係長 平成13年６月　常勤監査役 平成21年６月　取締役 平成25年６月　常務取締役（現任）	427,100株
4	栁井（やない） 仁司（ひとし） （昭和30年８月19日）	昭和53年２月　当社入社 平成３年９月　大阪営業所所長 平成19年４月　営業本部東日本支社長 平成22年６月　営業部門統括執行役員 平成23年４月　生産管理部、製造部統括執行役員 平成24年４月　生産部門統括執行役員 平成24年６月　取締役(現任)	39,600株

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

〈株主提案（第３号議案から第５号議案まで）〉

第３号議案から第５号議案までは、株式会社扇港鋼業所（代表取締役徳山一祐）からのご提案によるものであります。

なお、提案株主の議決権の数は、3,579個であります。

各議案の「提案内容」及び「提案理由」は、提案株主から提出されたものを記載しております。

第３号議案　社外取締役１名選任の件

(1) 提案内容

徳山一祐を社外取締役に選任する。

(2) 提案理由

従前、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために監査役会及び会計監査人を設置したことを踏まえ、経営のモニタリングについても強化するため、徳山一祐を社外取締役として選任するものであります。

(3) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

社外取締役については、当社は会社法上の大会社に該当せず、その設置は義務付けられておりません。

コーポレートガバナンス・コード上、２名以上の「独立」社外取締役選任の検討が求められますが、本件については、コーポレート・ガバナンス報告書の提出期限であります本年12月までに検討を重ね結論を出したいと考えております。現時点で結論を出すには至っておりません。

第４号議案　定款一部変更の件（取締役の員数変更）

(1) 提案内容

定款第15条の取締役の員数を「11名以内」に変更する。

(2) 提案理由

第３号議案の提案に関して取締役の増員に伴う定款変更をするものであります。

(3) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

本件は、第３号議案に関しての提案であり、第３号議案に反対するため、それに関連する定款変更は不要と判断しております。

第５号議案　定款一部変更の件（社外取締役の責任軽減）

(1) 提案内容

定款第22条の２として、「当会社は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外取締役との間に、会社法第423条第１項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、金50万円以上であらかじめ定める額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定める。

(2) 提案理由

第３号議案の提案に関して社外取締役は会社の内情を知る機会や内部情報者等の人脈について限定され、常勤取締役と任務懈怠の責任を同等とするのは過重な負担を強いることになるため、会社との契約により責任を軽減することを可能にする定款変更をするものであります。

(3) 取締役会の意見

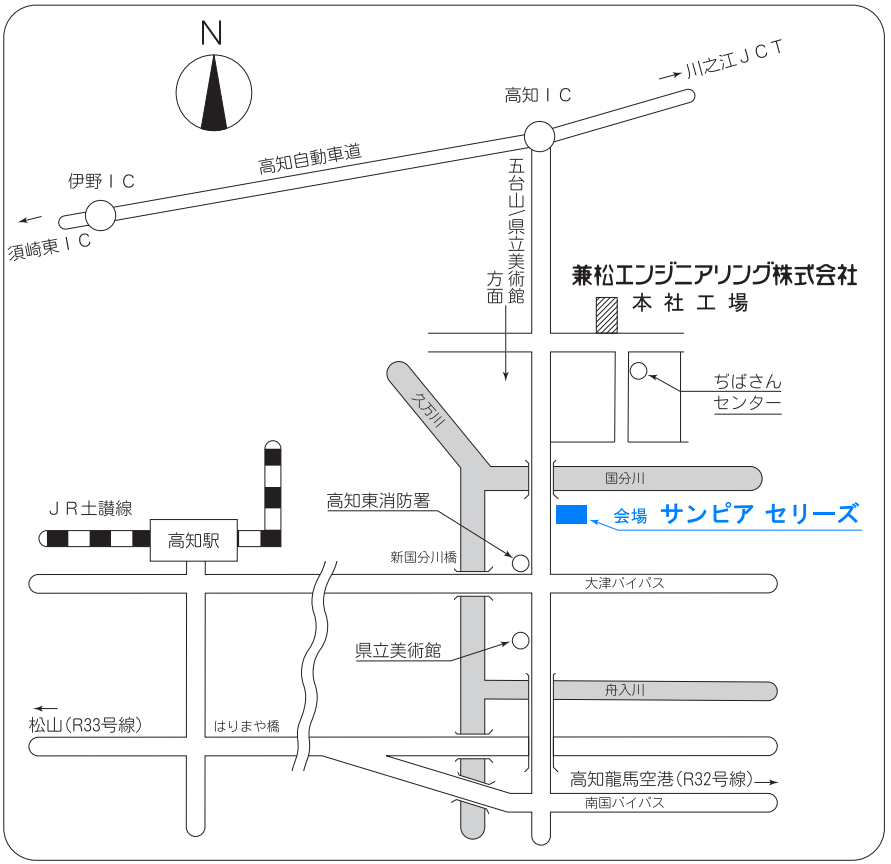
取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

本件は、第３号議案に関しての提案であり、第３号議案に反対するため、それに関連する定款変更は不要と判断しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　　高知市高須砂地155番地
サンピア セリーズ
２階コーラルホール
電話 088－866－7000



●車でお越しの場合
高知自動車道高知I.C.より
五台山／県立美術館方面へ約５分

●タクシーでお越しの場合
・高知龍馬空港より約25分
・JR高知駅より約８分